Ｚ―76 再―Ｋ

固定資産税　試験問題

〔注意事項〕

１．試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。

２．この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味２時間です。

３．試験時間終了前に受験を終了すること（途中退室）は認めません。

４．「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。

５．試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。

６．答案の作成には、必ず黒又は青のインキ（ボールペンを含む。以下同じ。）を用いてください。修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。

７．答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙（第一問用及び第二問用）に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。

８．答案用紙がホチキス留めされている場合、ホチキス留めを絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。

９．解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。

　なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。

10．問題文に指示しているものを除き、令和８年４月３日現在の施行法令等によって出題されています。

11．試験問題の内容についての質問にはお答えしません。

12．この問題のページ数は、「Ｋ１～Ｋ５」です。

13．計算用紙は、答案用紙とともに配付します。

〔**第一問**〕 ―50点―

問１（25点）

償却資産のうち、総務大臣が指定する資産及び大規模の償却資産について、それぞれの趣旨、課税団体、事業者の申告、評価・価格等の決定及び価格等の固定資産課税台帳への登録について、説明しなさい。

問２（25点）

区分所有家屋及びその敷地の用に供されている土地に対する固定資産税の課税の方法について、居住用超高層建築物に対する課税方法についても触れながら説明しなさい。

〔**第二問**〕 ―50点―

問1（25点）

次の**【資料】**におけるA、B、C、D及びEに対して甲県乙市が課する令和８年度分の固定資産税額を、それぞれ計算過程を明らかにした上で算出しなさい。なお、税率は標準税率によるものとし、免税点は地方税法第351条本文の免税点によるものとする。

【資料】

（家屋X）

⑴ 主要構造部を耐火構造とした３階建ての家屋であり、下図のとおりA、B、C、D及びEにより区分所有されている（共用部分は区分所有者全員の共有に属している）。

⑵ それぞれの専有部分の使用状況は以下のとおりであり、その他の用途には使用していない。

① A、D及びEは専有部分を居住用として使用している。

② Bは専有部分のうちＢ１を居住用、Ｂ２を事務所用として使用しており、これらは独立的に区画され、個別に登記されている。

③ Cは専有部分をHに賃貸しており、Hは店舗として使用している。

⑶ 建築時期は令和４年６月である。

⑷ 令和８年度評価額　88,000,000円

⑸ 専有部分に係る附帯設備の評価額相当額の合計額　14,080,000円

⑹ 専有部分に係る仕上部分の評価額相当額の合計額　8,800,000円

⑺ 専有部分の天井の高さ

１階部分　5.4m

２階部分　3.4m

３階部分　2.6m

天井の平均の高さ　4.24m

⑻ 各専有部分に係る附帯設備の単位床面積当たりの評価額相当額

１階部分　21,000円

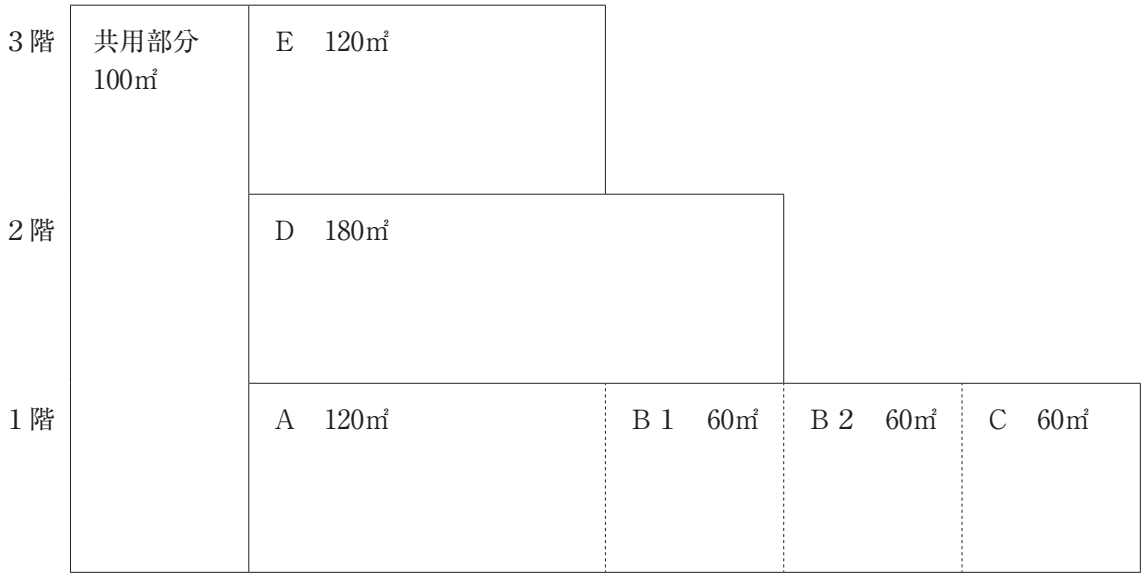
２階部分　14,000円

３階部分　14,000円

専有部分に係る附帯設備の単位床面積当たりの評価額相当額　17,500円

⑼ 専有部分の合計面積は600㎡であり、共用部分の床面積は100㎡である。

家屋Ｘ



問２（25 点）

次に掲げる償却資産に係る令和８年度分の課税標準額を、甲県課税分、乙市課税分、丙町課税分、丁市課税分に分けて、それぞれ計算過程を明らかにした上で算出しなさい。なお、税率は標準税率、免税点は地方税法第 351 条本文の免税点によるものとし、乙市及び丁市は地方自治法第 252 条の 19 第１項の市に該当しないものとする。

Ｘ会社及びＹ会社は次に掲げる以外の償却資産を各市町内に所有していない。

【Ｘ会社】

① Ａ工場

甲県乙市に建設され、令和７年３月 19 日に稼働開始

Ａ工場の用に供する償却資産の令和８年１月１日現在の評価額は 36,400,000 千円

令和８年度に法定金額(注)を超過

② Ｂ工場（Ｂ工場はＡ工場の増設にあたる工場である。）

甲県乙市に建設され、令和７年７月 12 日に稼働開始

Ｂ工場の用に供する償却資産の令和８年１月１日現在の評価額は 55,400,000 千円

令和８年度に法定金額を超過

③ Ｃ工場

甲県丙町に建設され、平成 25 年 12 月４日に稼働開始

Ｃ工場の用に供する償却資産の令和８年１月１日現在の評価額は 275,000,000 千円

平成 30 年度に法定金額を超過

【Ｙ会社】

④ Ｄ工場

甲県丁市に建設され、令和５年 11 月 15 日に稼働開始

Ｄ工場の用に供する償却資産の令和８年１月１日現在の評価額は 40,000,000 千円

令和６年度に法定金額を超過

⑤ Ｅ工場

甲県丁市に建設され、令和４年 10 月 10 日に稼働開始

Ｅ工場の用に供する償却資産の令和８年１月１日現在の評価額は 60,000,000 千円

令和５年度に法定金額を超過

⑥ Ｆ工場

甲県丁市に建設され、平成 27 年７月８日に稼働開始

Ｆ工場の用に供する償却資産の令和８年１月１日現在の評価額は 85,000,000 千円

平成 28 年度に法定金額を超過

【各団体の状況】

	甲県	乙市	丙町	丁市
⑴　官報に公示された最近の人口	900,000 人	100,000 人	4,500 人	210,000 人
⑵　基準財政収入額（令和７年度）		64,400,000 千円	4,000,000 千円	45,700,000 千円
⑶　基準財政需要額（令和７年度）		27,300,000 千円	2,490,000 千円	24,000,000 千円
⑷　⑵に算入された大規模償却資産に係る固定資産税の収入見込額		5,300,000 千円	2,890,000 千円	8,600,000 千円

（注）　地方税法第 349 条の４第１項の規定により、市町村の区分に応じて定められる次の金額をいう。

市町村（地方自治法第 252 条の 19 第１項の市を除く。）の区分	金額
人口５千人未満の町村	５億円
人口５千人以上１万人未満の市町村	人口６千人未満の場合には５億４千４百万円、人口６千人以上の場合には５億４千４百万円に人口５千人から計算して人口千人を増すごとに４千４百万円を加算した額
人口１万人以上３万人未満の市町村	人口１万２千人未満の場合には７億６千８百万円、人口１万２千人以上の場合には７億６千８百万円に人口１万人から計算して人口２千人を増すごとに４千８百万円を加算した額
人口３万人以上 20 万人未満の市町村	人口３万５千人未満の場合には 12 億８千万円、人口３万５千人以上の場合には 12 億８千万円に人口３万人から計算して人口５千人を増すごとに８千万円を加算した額
人口 20 万人以上の市	40 億円